

令和 5 年 6 月

三田市議会定例会（第 371 回）議案

追 加 議 案

議案第 57 号

三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての
住民投票に関する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により、三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定の請求を令和 5 年 6 月 12 日付で受理したので、同条第 3 項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての
住民投票に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、三田市で計画されている三田市民病院を廃止し、済生会兵庫県病院と統合した新病院（以下「新病院」という。）を神戸市北区に設置することについて、市民の賛否の意思を明らかにし、もって市行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、新病院の設置に対する賛否について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の実施とその措置）

第3条 住民投票は、本条例の施行の日から6月以内に、これを実施するものとする。

2 市長は、三田市民病院の廃止及び新病院の設置に関係する事務の執行に当たり、地方自治の本旨に基づき住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重して行うものとする。

（住民投票の執行）

第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を三田市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、日曜日とし、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合は、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において三田市に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において三田市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第7条 市長は、投票資格者について、三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(秘密投票)

第8条 住民投票は、秘密投票とする。

(1人1票)

第9条 投票は、1人1票とする。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の方式)

第11条 投票資格者は、三田市民病院を廃止し、新病院を神戸市北区に設置することに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) 白紙投票
(投票運動)

第14条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第15条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例によるものとする。

(結果の告示等)

第16条 市長は、住民投票の結果が明確になったときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

意見書

三田市民病院は「市内の急性期医療さいごの砦」として、断らない救急を標榜し、市民の命を守る役割を担ってまいりました。また、済生会兵庫県病院は、神戸市内唯一の地域周産期母子医療センターを持ち、北神地域の中核病院として地域住民の命を守る役割を担っています。

現在、三田市では、高齢化の進行に伴う医療需要の急激な増加への対応はもとより、新専門医制度や医師の働き方改革、更には新興感染症への対応に加え、市民病院施設としての老朽化や陳腐化など、社会情勢の大きな変化に伴う課題を抱えており、早急に対応しなければ、救急医療をはじめとする急性期医療が崩壊しかねないという危機に直面しているとも言えます。

こうした状況を踏まえ、市では、平成29年3月に三田市民病院改革プランを策定し、抜本的な病院改革の方向性を示しました。

このプランに基づき、これまで有識者や医療関係者等による審議会や検討委員会等で議論を重ねた結果、『広域的な急性期基幹病院を目指す』とともに、『両病院の再編統合が望ましい』との結論に至りました。また同時に、市内9地区を対象とする意見交換会や市政出前講座等を通じて、市民の皆様のご理解をいただく努力を重ねるとともに、頂戴したご意見も踏まえ、「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針」を策定し、令和4年6月2日、三田市と神戸市、済生会兵庫県病院による共同記者会見において、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合について三者が合意に至ったことを公表いたしました。

その後、市としては基本構想を策定する中で、三田市市政への市民参加条例に基づき、あらためて、市内6か所における市長・市民病院院長による市民との直接対話の他、パブリックコメントにおいても丁寧な回答に努めるなど、あらゆる機会を通じて広く市民の皆様のご理解を得るための取り組みを進めてきました。

そのような中、令和4年12月には『三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想』を策定し、今年3月末には三田市・三田市民病院・済生会兵庫県病院・神戸市の四者による『基本協定』を締結し、鋭意、新統合病院の整備に向けた取り組みを進めているところであります。

一方、市議会におきましても、市民病院の厳しい状況を踏まえ、地域医療体制の充実と市民病院の広域的な連携・再編統合に向け、平成29年10月に設置された

『市民病院あり方特別委員会』において、市民病院が抱える課題や危機感を共有し、これまで、26回にわたって再編統合に向けた取り組みについて議論を積み上げてまいりました。

また、本会議においても、平成29年3月定例会から令和5年3月定例会までの6年間に延べ69件に及ぶ質疑が行われるなど、市と市議会が市民の命に関わる市民病院の再編統合について議論を重ねてまいりました。併せて、市議会自らも直接、市民との対話や情報発信など、この問題について真摯に向き合い精力的に取り組んでいただいたところであります。

なかでも、再編統合に向けた基本的な事項をお示した「基本構想」の策定にあたっては、令和4年11月に開催された24回目となる「市民病院あり方特別委員会」において、全ての委員及び各議員からのご意見を集約され、併せて多くの議論を取りまとめていただいた結果、令和4年12月市議会定例会において、新統合病院の整備に向けた予算が可決、承認され、次なる早急な取り組みへの大きな後押しをいただいたところであります。

このように、市と市議会が危機感を共有する中で、十分な意見交換や議論を積み重ね、ようやく、新病院の整備に向けた新たな段階を迎えており、このことは二元代表制を担う議会の重要な役割を果たされた結果と認識しております。

言うまでもなく、地方自治制度の根幹は代表民主制であり、市政への住民の意思の反映については、選挙で選ばれた議員で構成される市議会や市長が中心的役割を担うこととなっており、これまで議会での十分な議論を経て今日に至っているものであります。

以上のことから、あらためて住民投票を実施することについては、市民の意見も踏まえつつ、市と市議会でも6年にも及ぶ議論を積み上げて進めてきたことを振り返ると、十分な意義を見出し難いと言わざるを得ません。

市民の皆様の命を守る取り組みがこれ以上停滞を招くことがあってはならず、議員の皆様におかれましては、条例案について厳正なるご審議と賢明なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

令和5年6月16日

三田市長 森 哲 男